

# 回 答 書

令和元年11月26日

適 格 消 費 者 団 体  
特 定 非 営 利 活 動 法 人  
と ち ぎ 消 費 者 リ ン ク  
理 事 長 山 口 益 弘 殿

〒320-0032

宇都宮市昭和1丁目7番9号  
宇都宮中央ビル

TEL028-616-1933 FAX028-616-1955

宇 都 宮 中 央 法 律 事 務 所  
株 式 会 社 栃 木 ユ ナ イ テ ッ ド 代 理 人

弁 護 士 澤 田 雄 二

弁 護 士 新 田 裕 子

弁 護 士 海 老 原 輝

弁 護 士 小 池 亮 史

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴法人の株式会社栃木ユナイテッド（以下、「回答人」といいます）に対する平成30年12月20日付け「再申入書」及び令和元年9月30日付け「再申入書」に対し、下記のとおり回答いたします。

## 記

### 1 はじめに

回答人は、上記平成30年12月20日付け「再申入書」を受けて、既に、アイスボックス公式ファンクラブ会員規約（以下、「本件規約」といいます）の変更を行っております。

その詳細は、回答人のウェブサイトをご確認くださいようお願いいたします。

今般、令和元年9月30日付け「再申入書」を受信したため、念のため説明すると、貴法人からの「再申入書」に関連する改訂部分は、次のとおりです。

## 2 第11条について

第11条は、以下のとおり、改訂されました。

1. 当社は、本規約及び本会のサービスの内容を変更すべき合理的必要性がある場合には、変更を行う前の規約の目的範囲において、合理的かつ相当な範囲で、会員の了承を得ることなく随時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。ただし、当該変更により会員が著しく不利益を被る場合はこの限りではありません。
2. 本規約及びサービスの内容、並びにそれらの変更、改廃等に関する通知、その他当社が必要と認める事項に関する通知は、当社が別途定める場合を除き、当社のウェブサイトに掲載する方法によりこれを行うものとし、当社のウェブサイトに表示した時点から、その効力を生じるものとします。ただし緊急の場合を除き、変更にあたっての一定期間の予告期間を置くこととします。
3. 本条第2項に定める規約変更の通知があった場合、会員は当該通知から3ヶ月経過するまでの間において当社に対し不服を申し立てることができ、また特に変更による不利益が著しいと認められる会員はその事由を明らかにしたうえで、中途退会を申し入れることができるものとする。当社は会員からの中途退会の申し入れに誠実に対処するものとする。

## 3 第13条6項について

第13条4項ないし6項は、以下のとおり、改訂されました。

4. 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害に対し、当社に故意又は過失がない場合には、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
5. 当社以外の第三者が、本会に関連して会員に対して提供するサー

ビス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社は当社に故意又は過失がない場合には、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとし、

6. 当社が損害賠償責任を負う場合、当社に故意または重過失が無い場合には会員費を限度額として賠償責任を負うものとし、

#### 4 最後に

回答人は、今後も適切なファンクラブ会員サービス事業を継続していく意向です。

なお、本件規約に関する事項につきましては、当職らが回答人の代理人として受任しておりますので、よろしく願いいたします。

以上のとおり、回答いたします。

敬 具